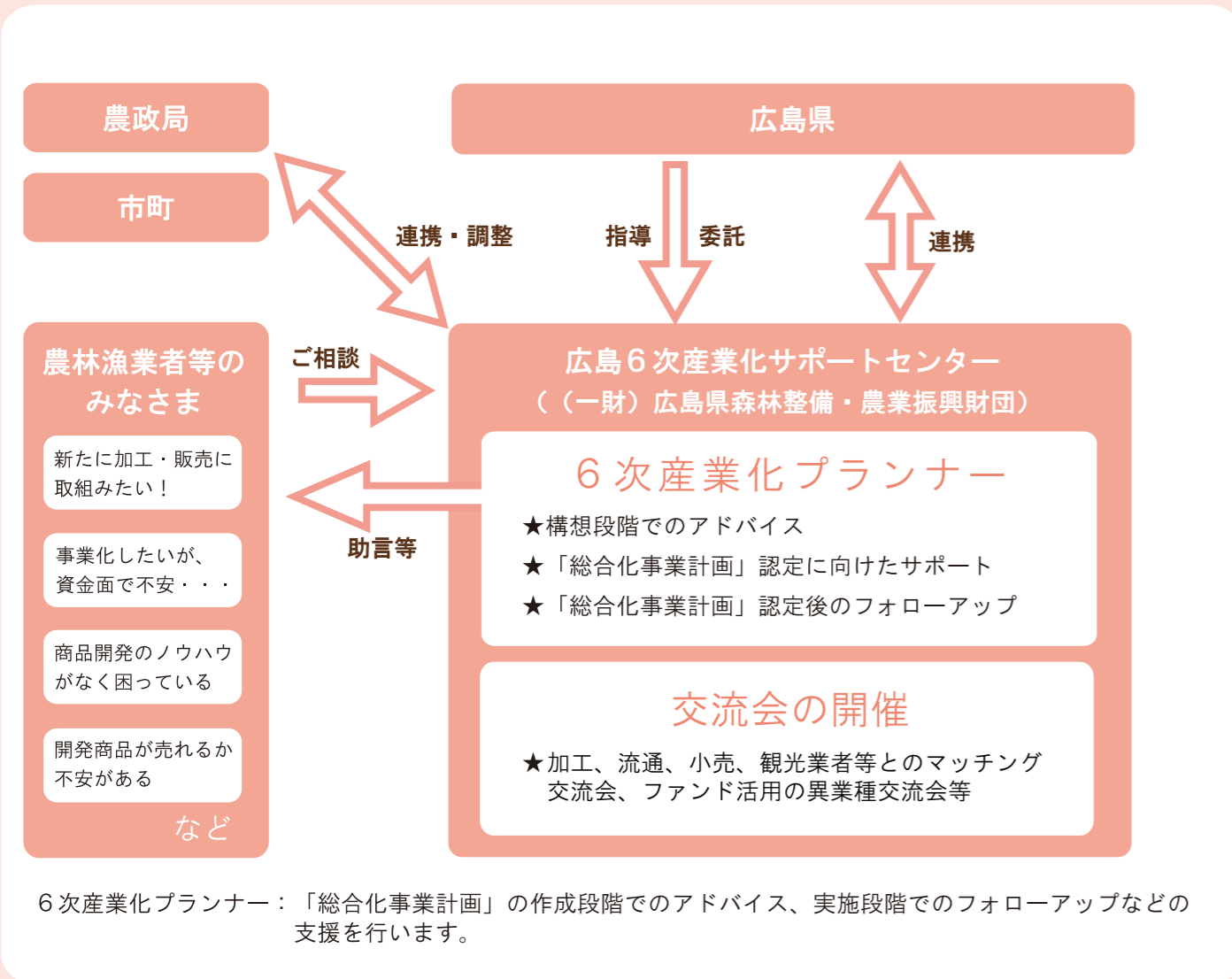
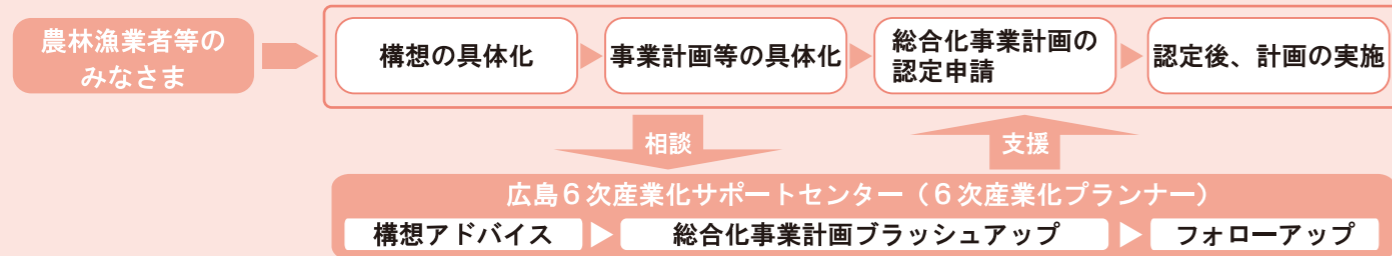


広島県内の 6 次産業化の支援体制

6次産業化プランナーが6次産業化の具体化手法、計画の立て方などのアドバイスを行います。構想実現に向けては幅広い分野の専門家を派遣、助言、指導を行います。



六次産業化・地産地消法の事業計画認定までの流れ



お問合せ窓口

広島6次産業化サポートセンター
(一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団)

〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号(広島県農業共済会館)

TEL (082)543-6011 FAX (082) 541-5177

<http://hsnz.jp>

6次産業



で 地域を元気に

6次産業化をお考えの
農林漁業者等の方を
サポートします



広島6次産業化サポートセンター
(一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団)

産業として自立できる農林水産業の確立をめざして

農山漁村に存在するさまざまな地域資源を活用し、新たな付加価値を創出する6次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用の促進を通じた国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組を総合的に推進するため、

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が平成23年3月1日に全面施行されました。

農林水産省では、全国各都道府県に「6次産業化サポートセンター」（全国統一名称）を設置し、農林漁業者等による6次産業化を総合的に支援しています。

広島県内では、（一財）広島県森林整備・農業振興財団が、「広島6次産業化サポートセンター」として、農林漁業者等のみなさまの様々な相談に対応します。

6次産業化とは

6次産業化とは、農林漁業としての1次産業に加え、2次産業としての製造業、3次産業としてのサービスや販売業等を総合的かつ一体的に展開することで、新たな付加価値を生み出し、農林漁業者等の所得向上や地域雇用の創出を図る取組です。



1次×2次×3次
で
6次産業！

6次産業化の認定要件

六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」の認定を受けるには、次の要件を全て満たすことが必要です。

- 事業主体** 農林漁業者等が行うものであること
農林漁業者（個人・法人）、農林漁業者が組織する団体（農協、集落営農組織等）
※任意組織も可
- 事業内容** 次のいずれかを行うこと
ア）新商品の開発、生産又は需要の開拓
自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
イ）新たな販売方式の導入又は販売方式の改善
自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
ウ）ア）イ）を行うために必要な生産等の方式改善
- 経営改善** 売上が5年で5%以上増加
農林水産物及び新商品の売上が5年間で5%以上増加すること
事業主体の所得が向上し黒字化
農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること
- 計画期間** 5年以内（3～5年が望ましい）

新たな販売方法の導入

1次産業（生産）

農林水産物はもちろん、豊かな自然、里山・漁村で育まれてきた伝統文化、バイオマス等、農山漁村には様々な資源が眠っています。



2次産業（加工）

マーケットを分析し、付加価値のある商品・サービスを開発、資源の加工を行います。



3次産業（販売）

スーパーマーケット、デパート、直売所、農家レストラン、インターネット等、販売方法を開発していきます。

売上・所得の向上

「作ったものを売る」から「売れるものを作る」を基本に、新たな商品やサービスを開発し、所得の向上、雇用の創出を実現します。

6次産業化

生産・加工・販売を一体化

6次産業化の事例

※「総合化事業計画」認定事例（広島県内）



(株) 福田農場
米粉を活用したパン、ケーキ等の加工・販売及び直売施設の設置による販路の改善



(農) ファーム永田
転作作物としてのしめ縄用イネの栽培としめ縄の加工・販売



(株) グリーンカクエイ
水耕栽培ネギを活用したカットネギ等の加工・販売



川根柚子協同組合
地域特産の川根柚子を活用したジュース、ケーキ等の加工・販売



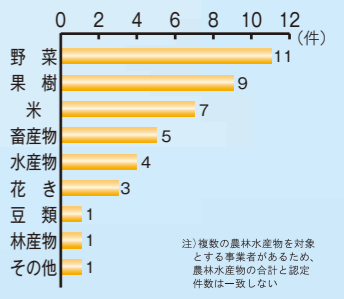
(有) 作田水産
倉橋ちりめんを活用した広島アンチョビの加工・販売



JA芸南
香酸柑橘じゃぼん及び馬鈴薯を活用したジェラート、パウダーの加工・販売



(株) 出来商店
自社栽培の広島県産大葉を使用した大葉みそ、大葉塩ダレ等の加工・販売



使用する農林水産物
認定件数：34件（うちファンド7件）
（平成29年3月末現在）

「総合化事業計画」認定のメリット

「総合化事業計画」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画で、六次産業化・地産地消法に基づき農林水産大臣の認定を受ける、あるいは認定を目指す場合、様々なメリットがあります。



※★印：総合化事業計画の認定が必要。

※市町戦略：市町が策定する6次産業化の戦略。市町の農林水産業及び6次産業化の現状、課題、取組方針、今後の売上等の目標等を記載。